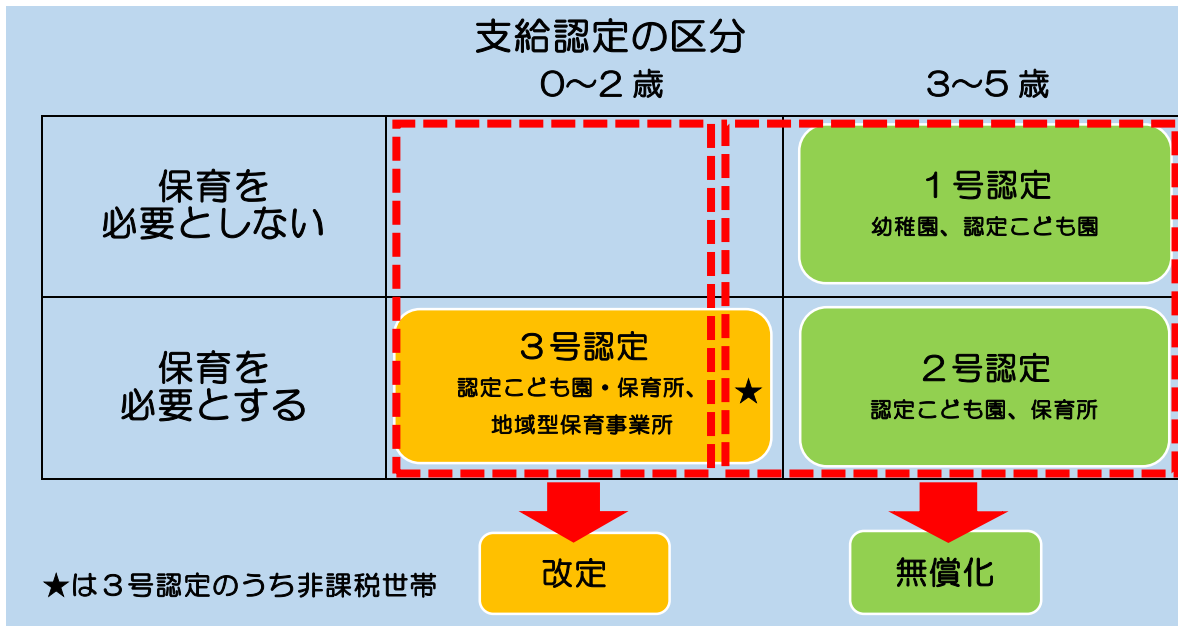


保育所等利用者負担額（保育料）の適正化について

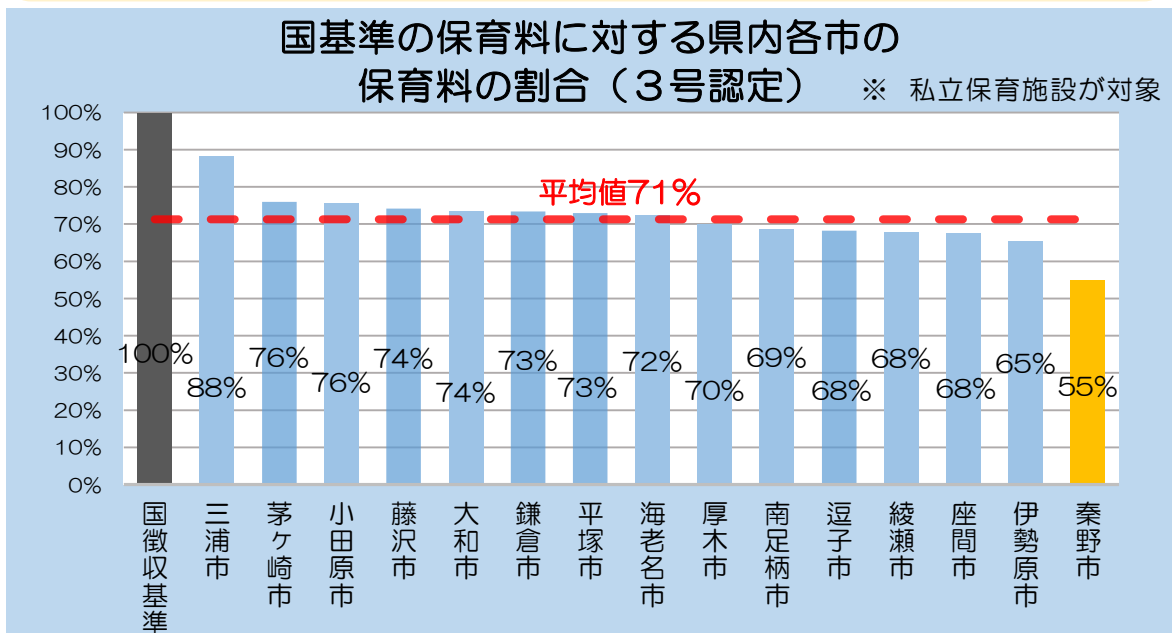
1 幼児教育・保育の無償化の対象外となる3号認定（非課税世帯を除く。）の保育料を改定します

平成31年10月から幼児教育・保育の無償化の実施が予定されているため、この対象とされている3歳から5歳までの1号認定と2号認定、0～2歳までの3号認定の非課税世帯については保育料の改定を見送ります。



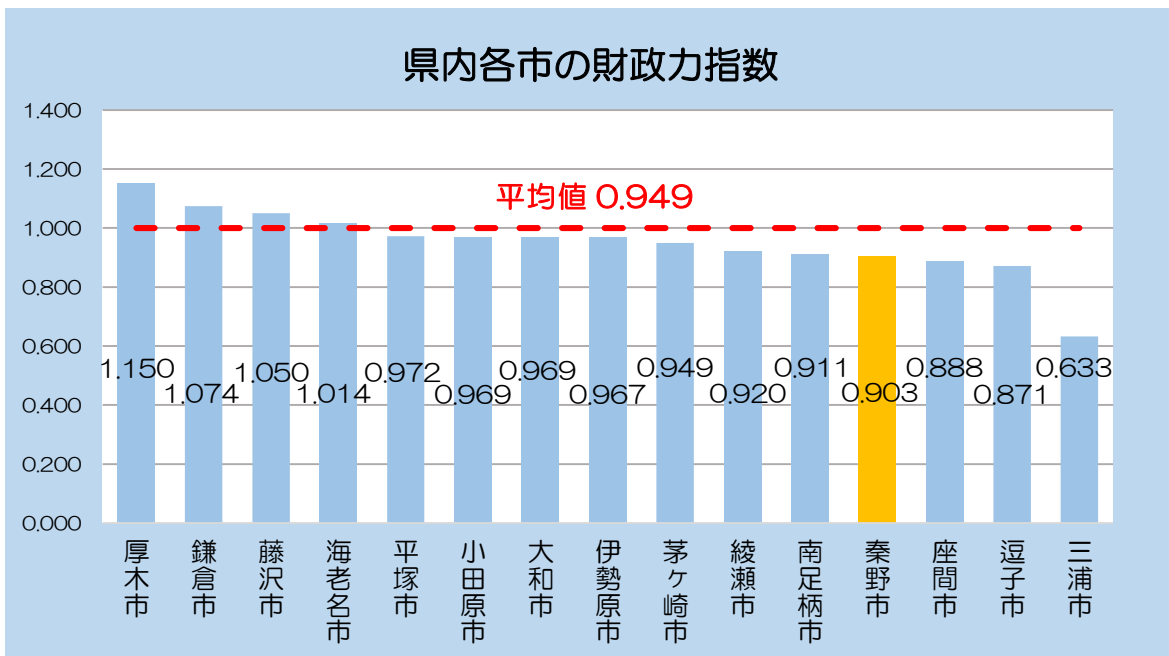
2 秦野市の保育料は県内で最も低い水準です

本市では保護者の負担を軽減するため、国基準の金額よりも保育料を低く設定しています。国基準の保育料に対する市が定める保育料の割合（3号認定）は、県内で最も低い55%となっています。



3 秦野市の財政力指数は県内で 4 番目に低い水準です

自主財源が乏しく財政力が弱い団体ほど、財源を確保するために保育料を高く設定することが考えられますが、本市は財政力が県内で 4 番目に弱いにもかかわらず、保育料は最も低い水準にあります。



4 保育料の改定により、子育てサービスの財源に約 5,200 万円を活用することができます

私立保育施設の運営費は、公費負担（国 1/2、県 1/4、市 1/4）と保育料で賄っていますが、国基準より低く保育料を設定しているため、その差額の約 1 億 4,600 万円を市が独自で負担しています。

今回、仮に県内平均の 71% の水準まで保育料を改定した場合、市独自負担額を約 5,200 万円軽減することが可能となり、新たな子育てサービスの財源に活用することができるようになります。

